

## 平成30年度 遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定書

国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所長 浦山 洋一（以下「甲」という。）と  
〇〇〇〇 株式会社 代表取締役 〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目 的）

第1条 この協定は、甲の直轄管理区間において、堤防決壊等の大規模災害の発生若しくは災害の発生が予想される場合、緊急的に処置の必要な箇所が発見（洪水時等河川巡視）や緊急的に操作が必要な樋門・樋管についての操作（洪水時樋門・樋管巡視）、及び甲の直轄管理区間、または、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動要請があった場合は、甲の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害の応急対策に関し、これに必要な組織及び建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保及びその対応方法も定め、もって、災害の拡大防止と施設被害の早期復旧に期することを目的とする。

### （実施内容）

第2条 甲は、災害が発生し又はその発生の恐れがあつて、必要と認めるときは、災害状況に応じて乙に応急対策業務を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請があつたときは、特段の理由がない限り甲の指示により応急対策業務を実施するものとする。

3 甲は乙に国土交通省が保有する災害対策用機械・機器の運搬及び運転に係わる業務を要請する場合もある。

4 乙は、これらの業務を適切に対応が出来るよう河川情報センター、日本道路情報センター等を通じて、的確な情報収集に努めるものとする。

### （巡 視）

第3条 甲は、洪水、地震時等の場合において堤防・護岸・水閘門等の河川管理施設等の状況を把握するために河川区域内の巡視及び樋門・樋管の操作を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から巡視要請等があつた場合は、巡視（及び情報収集）に必要な人員体制を確保し、常に気象情報、水位の状況等を把握しながら、〇〇出張所と連絡を密にして、別紙「出水時等河川巡視規程（案）」により巡視を実施するものとする。

3 甲は、緊急時に延滞なく対応できる巡視員等を確保するために、乙に訓練の要請をする事ができるものとする。

4 乙は、洪水時、地震時等における河川巡視を熟知している巡視員等を配置すると共に、甲の要請を受け河川巡視の訓練を実施するものとする。

5 乙は、円滑な巡視を行うために必要な巡視員等を確保するものとし、甲に書面により報告するものとする。

6 乙は、甲の要請を受け巡視、訓練等を実施した場合、甲乙協議の上、甲に対し、実績に応じた費用を請求できるものとする。

なお、巡視等の1時間あたりの単価は下記のとおりとする。

○ 巡視（巡視員 2 名及び運転手 1 名）

| 対象時間       | 時間帯        | 1 時間あたりの単価   |
|------------|------------|--------------|
| 5 時～ 2 2 時 | 始めの 8 時間   | 1 3, 8 1 0 円 |
|            | 8 時間を越える部分 | 1 1, 2 0 0 円 |
| 2 2 時～ 5 時 | 始めの 8 時間   | 1 6, 0 4 0 円 |
|            | 8 時間を越える部分 | 1 3, 4 4 0 円 |
| 自動車運転費     | 巡回 1 回につき  | 9 2 0 円      |

※H30. 4 単価公表後に変更

○ 連絡員（連絡員を配置した場合）

| 対象時間       | 時間帯        | 1 時間あたりの単価 |
|------------|------------|------------|
| 5 時～ 2 2 時 | 始めの 8 時間   | 5, 6 1 0 円 |
|            | 8 時間を越える部分 | 3, 8 6 0 円 |
| 2 2 時～ 5 時 | 始めの 8 時間   | 6, 3 8 0 円 |
|            | 8 時間を越える部分 | 4, 6 3 0 円 |

7 甲の第 6 項に基づく乙への支払いは、四半期毎を基本とする。

（甲の管轄区域外での実施）

第 4 条 甲は、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長もしくは、災害支援本部長、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動要請があった場合は、甲の直轄区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）について第 2 条第 1 項の要請ができるものとする。

2 乙は、前項の要請への対応が可能と判断した場合には、甲の指示により応急対策業務を実施するものとする。

（建設機械等の報告）

第 5 条 乙は、応急対策工事に備え、建設資機材等の保有数量等及び甲からの連絡を受ける者の氏名・電話番号等の体制について、甲に書面により報告するものとする。

2 前項の書面報告後、建設資機材等に著しい変動があった場合、連絡を受ける者の氏名・電話番号等に変更があった場合又は甲の要請があった場合には、速やかに甲に書面により報告するものとする。

3 甲は、甲の保有する建設資機材等について、あらかじめ乙に書面により通知するものとする。

（建設資機材等の提供）

第 6 条 甲及び乙は、それぞれから要請のあった場合は、特別な理由がないかぎり、それぞれに対し、建設資機材等を提供するものとする。

（出動の要請）

第 7 条 甲は、乙に対し第 4 条の業務実施区間における具体的な災害状況に応じ、応急対策

工事のための出勤を、書面又は電話等の方法により要請するものとする。

（工事内容の指示）

第8条 工事内容の指示は、当該業務実施区間を担当する出張所長等が行うものとし、乙は、その指示に従うものとする。

（工事の実施）

第9条 乙は、第7条に基づく出勤要請があった場合は、直ちに出勤し、応急対策工事又は緊急を要する小規模な応急対策作業（以下「小規模作業」）を実施するものとする。

小規模作業とは、下記を言う。

〔緊急を要する小規模な応急対策作業の例〕

- ・ 土嚢積み工（釜段工、月の輪工等）
- ・ シート張り工
- ・ 木流し工
- ・ 土嚢袋投入工
- ・ その他水防工法

2 乙の現場責任者は、出勤後遅滞なく作業時間及び使用建設資機材等を出張所長に書面により報告するものとする。

（契約の締結）

第10条 小規模作業又は応急対策工事について甲から出勤要請があった場合には、速やかに工事請負契約書を締結するものとする。

2 巡視については、本協定書を基に、請書を提出するものとする。

（有効期限）

第11条 この協定の有効期限は、協定調印の日から平成31年3月31日までとする。

（その他）

第12条 この協定に疑義を生じた事項又はこの協定に規定していない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成30年 3月26日

甲 国土交通省九州地方整備局  
遠賀川河川事務所長 浦山 洋一

乙 ○○○○ 株式会社  
代表取締役

○○ ○○

# 請 書

1. 件 名 遠賀川管内洪水時等河川巡視
1. 履行場所 遠賀川水系（遠賀川河川事務所管理区間）
1. 履行期限 協定調印の日から平成31年3月31日まで
1. 契約金額 基本協定書第3条第6項の単価表

遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事協定に基づく、洪水時等河川巡視については、下記条項によりお請けいたします。

1. 履行に関しては、遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事協定を遵守するものとする。
2. 私が業務を履行した場合は、書面で貴所に通知し、通知書を受理された日から10日以内に検査されること。
3. 私が貴所の要請を受け巡視、訓練等を実施した場合は、貴所に対し基本協定書第3条第6項の単価表に基づき実績に応じた費用を甲の確認を行った上で請求すること。その請求は、国の会計年度による四半期末をもって締切り、とりまとめて行うことを基本とする。
4. 前項の規定に基づく適法な請求書を貴所が受理された日から30日以内に支払いを受けることとする。
5. 前項の期限までに支払がなかったときはその翌日より支払のあった日まで年2.9%の遅延利息を申し受けること。※H30年度利率に変更があれば修正
6. この件について疑義を生じた場合は、協議して解決すること。

平成30年 4月 1日

住 所 福岡県〇〇市〇〇  
〇〇〇〇 株式会社  
氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇

分任支出負担行為担当官

九州地方整備局遠賀川河川事務所長 浦山 洋一 殿